

愛媛県議会会議規則の一部を改正する規則

愛媛県議会会議規則（昭和30年愛媛県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議案提出の手續及び措置)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、前2項の議案を受理したときは_____、議員及び知事に配付する。</p> <p>(催告の範囲及び方法)</p> <p>第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第113条の規定による出席催告をする場合は、議事堂又は議員の住所（第84条の規定による通告をした者については、当該通告の常時連絡場所又は住所）に文書又は<u>口頭</u>をもつてこれを行う。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第50条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、修正案を_____各議員に配付する。</p> <p>第13章 補則</p> <p><u>(電子情報処理組織による通知)</u></p> <p>第111条 <u>議長が行う通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うこととしているもの（第24条及び第25条第2項の規定による通知に限る。）については、当該規定にかかわらず、議長が定める</u></p>	<p>(議案提出の手續及び措置)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、前2項の議案を受理したときは、<u>印刷して</u>、議員及び知事に配付する。</p> <p>(催告の範囲及び方法)</p> <p>第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第113条の規定による出席催告をする場合は、議事堂又は議員の住所（第84条の規定による通告をした者については、当該通告の常時連絡場所又は住所）に文書_____をもつてこれを行う。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第50条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、修正案を<u>印刷して</u>、各議員に配付する。</p> <p>第13章 補則</p>

ところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会又は議長若しくは議員若しくは議会の職員であつて法令又は条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の規定により行われた通知については、当該通知を文書等により行うものとして規定した通知に関するこの規則の規定に規定する文書等により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた通知は、同項の通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第25条第2項の規定による議員及び知事に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該通知を受ける

者に到達したものとみなす。

第112条 省略

第111条 省略

## 議 案 説 明

議会における情報通信技術を活用する方法により手続を行うために必要となる事項を定めるため、この規則の一部を改正しようとするものである。